

審議会等の会議結果報告

1 会議名	令和5年度第1回津市いじめ問題対策連絡協議会
2 開催日時	令和5年11月20日(月) 午後2時30分から午後4時まで
3 開催場所	津図書館 2階視聴覚室
4 出席した者の名前	(津市いじめ問題対策連絡協議会委員) 佐橋俊美、横地美香、福山茂、古市藤照、山口勉、 鎌塚有貴、村田宜彦、川合陽一郎、横山真弓、倉 田幸夫、木原剛弘、廣岡雅子、伊藤雅子 (事務局) 津市教育委員会 教育長 森昌彦 津市教育委員会事務局 教育研究支援課長 堀内晋三 人権教育課主幹 野口浩樹 生涯学習課 青少年担当副参事 高松伸幸 教育研究支援課主幹 岡田興昌 教育研究支援課副主幹 石見智彦、平充央
5 内容	令和5年度第1回津市いじめ問題対策連絡協議会 1 教育長挨拶 2 配布資料等の確認 3 委員紹介及び事務局体制について 4 報告事項 5 協議事項 各関係機関・関係団体等の情報交流 6 諸連絡
6 公開又は非公開	公開
7 傍聴者の数	0人
8 担当	教育研究支援課 生徒指導・保健担当 電話番号 059-229-3293 E-mail 226-3164@city.tsu.lg.jp

令和5年度第1回津市いじめ問題対策連絡協議会 議事概要

令和5年度第1回津市いじめ問題対策連絡協議会

(事務局)

事務局 ただいまから令和5年度第1回津市いじめ問題対策連絡協議会を開催いたします。本協議会につきましては津市情報公開条例第23条の規定により議事録は津市ホームページ上で公開することになっております。御了解よろしくお願いいたします。開会に先立ちまして、津市教育委員会教育長森昌彦が御挨拶を申し上げます。

1 教育長挨拶

(森教育長)

皆さん、こんにちは。大変寒くなってきてまして、学校現場はインフルエンザが非常に流行しておりまして、私の周りにもどんどん迫ってきているという状況です。

令和5年度の第1回津市いじめ問題対策連絡協議会ということで、本当にそのような中、また大変お忙しい中、御参集を賜りまして本当にありがとうございます。また平素は、津市の教育行政に対しまして、各別の御理解・御協力をいただいておりますことを感謝申し上げます。ありがとうございます。

さて、本協議会ですが、いじめ防止対策推進法の第14条の第1項に基づいて、設置されておりまして、年に一度いじめの防止等に関係する機関及び団体に関係する皆さんにお集まりをいただきまして、情報交換及び協議をいただくことになっております。よろしくお願いいたします。

さて、文部科学省の調査によりますと、いじめ認知件数が近年大幅な増加傾向ということで、令和4年度につきましても認知件数が(全国で)過去最多となっており、認知件数の増大の背景には、いじめの定義の理解が進んでいるということ、それから各校において積極的な認知が進められて、早期発見・早期対応が行われているということが大きな要因となっておりますが、少し私の個人的な感想を言わせていただきますと、近年、逆にいじめ件数が多い方が良いような、逆に少ないと良くないと言われているような、そんな気もするこの頃です。よく考えると、確かに発見の件数が多いと、しつ

かりと見ているということにはつながると思うのですが、決してそれが重要では全くなくて、重要なのは多くなった少なくなったということではなくて、その中身。中身をしっかり見ているかということではないかと思えます。発見件数が大幅に増えた府県を見ますと、誤解を招くといけないのですが、これを本当にいじめと認定するのかというような、何かでこういうこと少し言われた、それも確かに本人から見たらいじめなのかもしれませんが、そういったことも聞き取りをしてカウントにしているというふうなことなど。逆に先も言いましたが、いじめの件数がゼロという学校もあるわけですが、ゼロの学校は逆に何をしているんだというふうにいわれることもある。そういうことではないよなというような思いも抱きながら。ただ、中には、暴力行為、非常に大きな重大事態につながるような事案もございますし、何よりも定義ということを考えてらそういった考え方でいくということもそれは確かかとは思いますが、私が言わせていただいたようなことも含めて、提案もあるかと思えますので、いろいろなお考えなど、あるいは各それぞれの団体の御事情などいろいろなことも御意見をいただけるとありがたいと思っています。

あと、暴力行為の件数ですが、特に小学校での増加が顕著であると言われていています。特にそういった低年齢化、そういった子どもたちの心の変化というものについてもしっかりと注視をしていかなければいけないなというふうに思っています。

今日は、それぞれの立場から本市のいじめの状況を知っていただくとともに、関係機関の取組、そういったことを情報共有をしっかりとしていただいて、今後の津市の取組より充実したものとしていくことにつなげることができればと思っておりますので、御忌憚のない率直な御意見をいただけるとありがたいと思います。本日はどうかよろしく願いいたします。

2 配付資料等の確認

(事務局)

続きまして配付資料の確認をさせていただきたいと思えます。お手元の資料でございますが、資料1から資料5までの資料および座席表の6点がございます。資料3につきましては、資料3の1から3の4までということですので4つに分かれておるようなことになってご

ございます。もしも不足等がございましたら、お取替えをさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

3 委員紹介及び事務局体制について (事務局)

それでは3、委員紹介及び事務局体制について進めさせていただきます。委員紹介及び事務局体制についてですが、資料1の委員名簿及び座席表のほうを御覧ください。本来であれば自己紹介をいただくところでございますが、委員の皆様の情報交換の時間確保のため、名簿及び座席表を御覧いただくことで紹介に変えさせていただきます。また、資料1のほうを御覧いただきまして、資料1のナンバー4、津市の私立の幼稚園認定こども園協会の宮下様、津市立幼稚園長会の正田様、津市の小中学校長会の瀬古口様におかれましては、事前に欠席の御連絡を頂戴しておりますので、御報告をさせていただきます。あと、津警察と津南警察の大野様、井上様につきましては、少し遅れていらっしゃる可能性があるかと思っておりますので、またお見えになりましたら御案内させていただきます。よろしく願いいたします。それでは、当協議会は18名の委員様で構成していただいております。本日は現在のところ13名の委員様に御出席をいただいておりますので、津市いじめ問題対策連絡協議会条例第6条第2項に定める開会に必要な委員数に達していることを報告いたします。それでは、この先、議事のほうに移ってまいりたいと思っておりますが、津市いじめ問題対策連絡協議会条例第6条第1項に、会長が議長となるとありますので、昨年度、御選出をいただきました鎌塚会長のほうにこの後、議長として進行をお願いさせていただきます。また、副会長につきましては昨年度、津市の小中学校長会の外岡委員に副会長を務めていただいておりますが、今年度は、校長会の役職が変わられたということで瀬古口委員に校長会代表として出させていただきます。本日は、欠席ではございますが、副会長のほうは、瀬古口委員にそのまま引き継いでいただくということでこの場で御承認をお願いできませんでしょうか。よろしいでしょうか。よろしく願いいたします。それでは、今後の議事につきましては、鎌塚会長をお願いしたいと思います。なお、本日は、委員の皆様にお忙しい中御出席をいただいておりますことから、協議会につつま

しては、16時終了を目途に進行させていただきたいと思っております。それでは鎌塚会長、どうぞよろしく願いいたします。

4 報告事項 (鎌塚委員)

昨年度より会長職をしております鎌塚有貴と申します。私は三重短期大学で法経科の憲法担当の講師をさせていただいております。この津市のいじめ問題対策連絡協議会では、昨年初めて皆様にお目にかかり、様々な御意見を拝聴して大変勉強させていただいております。先日の報道で、不登校の児童・生徒数が10年連続で過去最高になったというニュースを見ました。少子化に関わらず、認知件数が増えてるというのも先ほど教育長からもお話がありましたが、そういう事情だけ見れば大変残念な事だと思っています。ですので、重大実態になる前の防止など対策について本協議会では、委員の皆様にお忙しい中、御出席いただいておりますので、様々な意見交換をしていただければ幸いと存じます。よろしく願いいたします。それでは早速ですが、報告事項の順番に進めていきたいと思っておりますので、事務局から提案させていただきます。よろしく願いします。

(教育研究支援課長)

失礼いたします。教育研究支援課長の堀内でございます。私からは、報告事項としまして津市立小中学校におけるいじめの状況についてというようなところを御説明をさせていただきたいと思っております。着座にて失礼させていただきます。それでは津市立小中学校におけるいじめの状況について、文部科学省の児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査を基にしながら御説明をさせていただきたいと思っております。まず資料でいきますと、資料3の1を御覧いただけますでしょうか。資料3の1の1番、いじめ認知件数の推移の表でございますが、本市における令和4年度はいじめの認知件数は小中、義務教育学校も含みますが、488件の報告がされております。また三重県全国におきましては過去最多の認知件数となっております。いじめにつきましては、資料3の4のほうにも記載を太字下線で記載させていただいておりますが、平成25年にいじめの防止対策推進法が施行され、いじめとは、児童生徒に対して当該児童生徒が在籍する学校に在籍するなど、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影

響を与える行為であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと再定義づかれ、細かくスクリーニングされることで積極的な認知が進められるようになりました。このことから、認知件数の中には、例えば先ほど御説明もありましたように相手に対して親切心でかけた言葉が上手く相手に伝わらずそれが相手に苦痛と伝わってしまったことなど、また中には、自分の下手箱の中に入れたり靴が動かされていた気がするといったそういったものも調査の対象となり、いじめの兆候を逃さないというふうな対応が行われております。そのことも認知件数の増加要因の1つであると考えられております。また学校におきましては、新型コロナウイルス感染予防対策が緩和される中、行事との再開に伴い、児童生徒の接触機会が増加したことなども要因として考えられております。次に2番の表でございます。令和4年度に報告されましたいじめとして認知された事案の10月末現在の状況について御説明申し上げます。小学校では、報告のありました393件のうち385件が、中学校では95件のうち88件が解消済みとなっております。解消に向けて取組中の15件については、教育相談や保護者との連携、日々の観察等を続けるなど慎重に児童生徒を見守り続けております。また小学校卒業時に解消されていないいじめにつきましては、中学校に引継ぎを行い、見守りを継続して行っております。なお、いじめの解消については、平成29年3月に文部科学省によって、いじめの防止等のための基本的な方針が改定されまして、解消の要件として被害者に対する行為が止んでいる状態が相当の期間、これ3ヶ月を目安としておりますが、それが継続していることがつけ加えられました。このことから、一つ一つの事案に対しまして、慎重な見守りを継続してしております。次に3番です。学年別認知件数は表のとおりでございます。小学校・中学校共に低学年から仲間づくりやいじめを許さない学級・学年づくり、発生したいじめに対する早期対応をしていくことが重要であるというふうに考えております。続きまして4番の表でございます。いじめの対応別件数につきましては、いじめの認知として報告のあった全てのものをこの区文ごとに分類すると、小・中学校共に、冷やかしかからかい悪口や脅し文句、嫌なことを言われる、というものが最も多くなっております。これに、仲間外れ、集団による無視をされる、というものを合わせると、主に言葉による件数が小学校での全体の46.8%、中学校では全体の51.5%を占めているというふうな状況でございます。小

学校では叩かれたり蹴られたりするなどの暴力を伴う件数が増加傾向にあります。中学校では、パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされるといふスマートフォンやSNSに関する件数が増加傾向にあります。次に、資料3の2を御覧ください。1番の令和5年度、各月のいじめ認知件数を見ますと、今年度9月末時点でのいじめ認知件数は小学校267件、中学校98件でございます。計365件となっております。この時点で令和4年度を上回っているというふうな状況でございます。次に2、令和5年度、認知したいじめの状況についてでございますが、小学校は267件のうち84件が解消となっており、183件が解消に向けて取組中となっております。中学校では24件が解消となり、74件が解消に向けて取組中ということでございます。3か月を目安に見守りを続けていることから、現在取組中が多くなっているという状況でございます。続いて3、令和5年度9月末までに報告されました件数につきましては令和4年度と同様の傾向が見られ、小・中学校合わせて、冷やかしかからかい、悪口、また仲間外れ、無視という主に言葉による区分が多くなっており、小学校ではぶつかられたり叩かれたり蹴られたりするといふ暴力を伴うことが多くなっております。また、小中学校ともにSNS等によるいじめやトラブルの件数が教育委員会に報告されているだけでも増加傾向にあり、学校が把握できていないものもあると考えられていることから、今後さらなる注意が必要であると考えております。今後につきましても、いじめ防止対策推進法やいじめの重大事態の調査に関するガイドラインに基づいた対応の徹底を図り、全ての児童生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、指導及び支援をしてまいります。その後につきましては、資料3の3及び資料3の4につきましては、後ほど提案をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。以上でございます。

(鎌塚委員)

ありがとうございます。それでは委員の皆様からご質問ご意見等があれば挙手をお願いいたします。

(川合委員)

1点質問してよろしいでしょうか。

説明ありがとうございます。昨年度の状況をおよび文部科学省の取組についてという資料で読み込んできたのですが、全国的に見るといじめの認知件数については、令和3年も令和4年と同じよう

に小学校2年生が一番多くて、1年生と3年生はほぼ同じで、4年生・5年生・6年生という感じが下がっています。そしてまた中1が52%に上がってますよね。ところが、津市の場合1年生が17.3%の認知割合で2年生が15.3%で、3年生と5年生が19.8%・19.7%と全国平均と比べると比較的パーセンテージ的には高いのかなというふうに自分は思いました。このグラフを見てみても、ずっと下がってきていますので去年までは、その3年生と5年生に多くなった原因をどういうふうに市教委さんとしては分析されているのかということと、それとやはり1年生・2年生が少ないというのは、例えば去年も就学前の先生方が、非常にこども園さんであったり幼稚園で非常に丁寧に子どもたちの姿を見ていただいているということであったりなど、森教育長さんが推進されている架け橋プロジェクトがいよいよ来年からいわゆる本格実施になる中で、いわゆる幼稚園やこども園さんと低学年がうまくつながっている中で、その1年生・2年生のいじめ件数が少なくなっているのかというあたり自分は少しそういう効果もあるのかなというふうに読ませていただいたのですが、教育委員会としての御見解を少し拝聴をしたいと思います。

(教育研究支援課長)

ありがとうございます。先ほどおっしゃっていただいたように、当然ながらやはり架け橋プログラムであったりなど、幼小との接続の中で子どもたちを見る目ということが変わってきたというようなこともあり、子どもたちの中でいじめの件数が少なくなってきたというところにもひとつ要因はあるのかなというの思うのですが、やはりこれまでの、いじめに対する認知の考え方、教職員の見方というのがずいぶん浸透してきたなというところもあるかというふうに思います。安易にこれはいじめではないというふうに見過ごしてしまうのではなくて、少しでも気になるころがあれば、それを認知して、早期の対応や早期発見というところにつなげていくというような意識が変わってきたというところも大きいのかなというふうなことは考えております。

(川合委員)

ありがとうございます。

(鎌塚委員)

川合委員とそれに対する御返答ありがとうございました。ほかの皆様よろしいでしょうか。

(廣岡委員)

質問が1点。

(鎌塚委員)

廣岡委員。

(廣岡委員)

お願いいたします。御報告いただきありがとうございます。1つお尋ねしたいことがございます。資料3の1の一番上、津市のいじめ認知件数が年々上がってきているはずで、令和2年度はコロナの一斉休校等で低くなるのは分かるのですが、令和3年から令和4年で下がってますよね。これは上がっていくのがもうどのデータ見てもそうなのですが津市さんの場合はどういうことだったのでしょうか。

(事務局)

そのあたりについては私どもも分析をしているところでございます。先日も校長会等の中でも、やはりこういうふうに本来であれば認知件数がどんどん増えていくということが1つの望ましい姿でもあるのかとは思いますが、必ずしも認知することが目的ではないというふうなことも一方は考えております。ただ全国的に認知件数が増えている中で、津市が下がっている所があるということは少し気をつけてみていかななくてはいけないですよね。というようなことは校長会の中でもお伝えをさせていただいたところです。

(廣岡委員)

ありがとうございました。何か素晴らしい取組をされているのかなど、もしそんなことがあったら、また今後も避けられるのかなど思ってお伺いしました。ありがとうございます。それからもう1つ。いじめ重大事態は、昨年度も発生がないという話をお聞きしたので、今回はないです。素晴らしいですね。ありがとうございます。

5 協議事項

(鎌塚委員)

ありがとうございました。ほかの委員の皆様、いかがでしょうか。なければ、次の議題に移りたいと思いますがよろしいでしょうか。それでは、協議事項に沿って説明させていただきます。協議事項(1)の各学園・園におけるいじめ等の状況についてに入りたいと思います。令和5年度になって、新型コロナウイルス感染防止のための行動制限等が緩和されました。部活動や学校行事・地域の祭り・花火大会などの様々な活動が再開されたことによって児童生徒の行動範囲の広がりや接触機会が増加しているという状況があります。まずは各学校でのいじめの認知の状況や子どもたちの状況について伺いしたいと思います。大変恐縮ですが、御発言につきましては時間の関係上お1人当たり2分以内でお願いいたします。それでは高田中・高の福山委員からお願いいたします。

(福山委員)

高田中・高等学校です。中学校に限定いたしますと、今年度あったことですが、仲のいいもの同士が結局どんどんとエスカレートして相手に対してきついことを言ったり、ときには接触もありました。最初は認識を本人はしていない、いじめだというふうにされた方も思っていないのですが、親がそれを聞いて学校へ電話してきて、こんなことがあったんですけどということでも聞き取りますと、そういったことが分かってきたという感じで。

本校は各三重県下、三重県外もそうですが、いろいろなところから集まってきまして、特に中学1年生の最初の頃は尊重し合うと言いますか、仲良くしているのですが、だんだんと我が出てきますと、相手に対してのそういう行動を取ってしまう者も出てきました。あとはみんな一応節度を守って尊重し合っただけの生活を送っています。だいたい2年・3年・4年・5年・6年と6年コースですが、学年が上がるにつれて、本人の自覚と協調性と言いますか社会生も身についてきますので、そういったことがなくなっていく傾向であります。以上です。

(鎌塚委員)

ありがとうございます。それでは続きまして、セントヨゼフ女子学園の古市委員よろしくお願いいたします。

(古市委員)

セントヨゼフ女子学園ですが、対策としては学期に1回アンケートを取るのですが、その前に各担任から日頃から誹謗中傷するような言葉を言わないこと、あといじめの四層構造の話をしてもらうなど、そういう形でアンケートだけではなくてホームルームでいじめの対策として話をしてもらっています。同じく学期に担任面談、生徒の様子だけではなくて悩みごとを聞くという時間も設けています。あと生徒1人1台iPadを持っていますので、急なことは直接言えればいいのですが、言えないときはiPadで担任に連絡するということをしております。あと、セントヨゼフですが、朝のホームルームが9時になっています。すごく遅いので担任が余裕を持って朝のホームルームに前に行って、生徒の様子など日頃生徒の顔を見て、しんどそうな子がいないかなどそういうところまで見るようお願いしています。以上です。

(鎌塚委員)

ありがとうございます。それでは三重大学教育学部附属中学校の山口委員お願いいたします。

(山口委員)

失礼します。附属中学校の山口と申します。附属の場合も当然学期に1回のアンケートに加えて、教育相談の期間というのをかなり長く設定しております。一人ずつしっかり担任が話を聞くということをしてしております。いじめについては、やはりアンケートで出てくるというのが一番多くなっています。日常の中で何かが起こっているというよりも、アンケートでの記載があって、よくよく聞いてみるとそこで分かってくるということ多いという現状です。例にもありますSNSなどが、増加とまではいかないかも分かりませんが、一定数はやはりあります。その都度、当然その本人たちだけではなくて、誰にでも起こり得ることなので、学年で急遽集会を持ったりなど、初期の段階でそういうことを繰り返して行っています。主に1年生で出てきますので、そういうことを行っていると、2年・3年ではそういうことが起こりにくいというような状況になっております。津市の資料にもあるようですが、やはり我々学校として避けたいのは、非常に解決が困難になってしまうような事案に発展すること。そのための初期対応というところに重点を置いています。様々ないきさつがあるのですが、教員がそのいきさつだけとか、前後の状況に意識がいつてしまい、いじめの認知が遅れて

しまったり、報告が遅れてしまったり、そういうことによってトラブルになってしまうということ避けたいというのが、非常に大きなところ。もう1つはさらに重大事態を避けたいというところで、いわゆるイメージにある重大事態ではなくて、不登校・欠席が増えてしまうことによって重大事態になっていくというのは、国全体もそうですが、非常に多いので、そうなるまでに早めの対応を取っていくというところに重点を置いて取り組んでいるところです。以上です。

(鎌塚委員)

ありがとうございます。各高校の委員さんの先生方もお忙しい中、生徒に対してきめ細やかな指導をしてくださっているのが分かりました。ありがとうございます。それでは続きまして、園のほうに移りたいのですが、園につきましては、いじめというような捉え方に限らず、園児同士のトラブルや問題行動という点も含めて現状をお伺いできればと思います。それでは、津市立保育園協議会の佐橋委員からお願いします。

(佐橋委員)

失礼します。今回初めてこの会に関わらせてもらったものですから、様子が分からないままですが、実際のところ、子ども同士のいじめということよりも、やはりまだまだ成長段階の良いこと悪いことを、ずっと教えていく伝えていく成長過程の子どもたちを相手にしておりますことから、今会長さんがおっしゃったみたいに人の嫌がることはやめようねという、自分がされて嫌なことをやめようねというような話をその都度その都度、場面を見たときにあるいは絵本や物語の中でのそういうところのお話を子どもたちにしています。

特に児童虐待があって尊い命が亡くなったということと、あるいは全国的にあります不適切保育というそちらの話題の方が大きいですが、園児同士のいじめというよりは、そういうことが傷つけないように嫌なことをやめようね、止めようねと言うことの方が多くて、むしろ良いことした方を褒めるという日常で、どの園も取り組んでもらっています。

(鎌塚委員)

ありがとうございます。それでは津市公立保育園・認定こども園長会の横地委員お願いいたします。

(横地委員)

お預かりしているのが乳幼児ですので、いじめに該当するような事例というのは特にはありません。やはり社会情緒的能力と言われるものがありますが、他者理解ですとか自己機能、自分の行動をコントロールするといったこと、感情を抑える・感情のコントロールですとか、切り替えたり思考したり集中したりする力・思考の実行機能と申しますが、そういう力を育む基盤になる時期ですね。そういう力を育てるためには、やはり友達や大人、教師を含め大人とも良好な関係を子どもたちとしっかり育てますので、そこら辺は大切に見ていきたいなと思います。先ほど言及されましたが、やはり架け橋プログラムにもありますね。子どもの姿をどう捉えるかということですね。一人一人の成長や発達をきちんと捉え、子どもの姿をどう見るか、という視点ですとか、多角的に見る力というのが非常に大切になっておりますので、そういった研修を繰り返す中で力をつけて丁寧に取り組み、そして、一つ一つやっていきたいなと思っております。

(鎌塚委員)

ありがとうございます。こちらも発達段階の重要な時期に子どもたちをお預かりしていただいておりますので、これからも引き続きそのような方向で見ていただければと思います。ありがとうございます。それでは協議事項の2に進ませていただきます。関係機関に届けられている相談状況や取組等について順番にお伺いしていきたいと思っております。それでは、津人権擁護委員協議会の倉田委員にお願いいたします。

(倉田委員)

機関としては電話相談、それと対面での相談、そういったところで子どもに関する相談または一般の常設相談、そういうようなところで受けております。親からの電話が多く、当事者からは少し少ないのかなという気持ちがあります。トータル的に親の意見を総合すると、先生とのコミュニケーション不足に尽きるようなところで、そういったところで相談の電話や面談になるなどのケースが多く、そこをどう話し合っているのか、突き詰めて当事者さんと内容が整理されていない、そんなところを感じたところがあります。それと学校に対しての人権教室、委員が地元の学校・幼稚園などに出向いて、または電話などをして実施させていただいておりますので、そういった機会を1校でも1園でも多く、こちらは対応していきたい

と考えておりますので、よろしく受け入れる側の協力というか、そういう御理解をお願いしたいと思っております。以上です。

(鎌塚委員)

ありがとうございます。それでは津地方法務局の横山委員お願いいたします。

(横山委員)

今回お手元に配っていただいている緑とブルーのカラーの横長の資料を御覧いただきながらお話させていただければと思います。今、倉田委員からも説明があったように、人権擁護委員と我々法務局は一緒に人権擁護活動をしておりまして、その活動の中身について「法務省の人権擁護機関の人権擁護活動」と題する資料に沿って御紹介させていただければと思います。法務局では、「人権相談」、相談などを端緒に発見しました「人権侵犯事件の調査救済」、「人権啓発」の3つの活動を行っています。倉田委員から人権教室など行っていますというお話があったのは「人権啓発」の活動になります。1ページの下のところ、「機構」として記載しておりますが、法務局は、法務省の地方出先機関として、各都道府県に全国で50か所置かれている組織です。三重県内では津の本局とそれから6つの支局がございまして、県内7庁で人権擁護活動を行っています。このほか、人権擁護委員の組織体がございまして、それらと協力して活動を行っているというところでは、人権擁護委員の紹介は1ページの右側のところに書いておりますので御覧いただければと思います。具体的な活動の中身については、2ページ以下にまとめております。「人権相談」については、2ページ、3ページにわたって書いていますとおり、各種相談窓口を設けております。対面のもの、それから電話のもの、メールのものなどがありまして、このうち子ども向けの相談窓口としては「電話による相談」のうち、「こどもの人権110番」というフリーダイヤルの専門ダイヤルがあります。それから最近は電話が少し苦手というお子さんが増えている関係もあって、メールで御相談いただくケースもあります。ほかに、3ページを見ていただきますと、子ども向けの相談として法務局が一番力を入れている取組として、手紙による相談があります。県内の全ての小中学生に毎年1枚ずつ、便箋兼封筒の形の「SOSミニレター」という、無料で法務局に相談を書いた手紙が送れる用紙をお配りしております。この用紙に学校、家庭では相談できないような内容の相談事など、何でも悩みを書いて送ってもら

い、法務局から返事を書いて送るといような取組も行っております。吹き出しのところに書いておりますが、令和5年度は9月末時点の数字で、三重県内で78件相談が寄せられております。「うち本局管内」と書いてあるのが、本局が管轄する津市・鈴鹿市・亀山市における件数でして、21件となっております。このうち約2割がいじめに関する手紙の内容となっております。手紙の内容は様々で、たわいもない中身のものもありますが、深刻なものも結構多いところでして、いじめに関するもの、学校で体罰に近いようなことを先生からされていますという、そういうお便りが届くこともあります。少し気になるものとしては、虐待をうかがわせるものや、自殺をしたいんだという内容の手紙が届くことも増えていまして、そういった場合には学校や、教育委員会、児童相談所と連絡を取りながら、また、事案によっては警察にも連絡を取りながら、相談への対応をしているというところでございます。

それから3ページの一番下のところに「LINEによる相談」と書いております。そちらが法務局の中で比較的新しい相談窓口になりまして、三重県内では去年の10月からLINEでの人権相談も受け付けております。今まであまりPRできていなかったこともありまして、皆様にはぜひこういった窓口があるということを見守る児童生徒の皆さんにお知らせいただければと思っております。

4ページは「人権侵犯事件の調査救済」ということでリーフレットを抜粋したものを掲載させていただいています。ここは今日は詳しく御説明しませんが、一般論として、いじめの事案で人権侵犯事件として調査し、人権侵害の事実があるという結論となった場合は、学校における安全配慮義務が十分果たされていないということで、学校長を相手方として、措置を講じるという流れとなりますので、その点だけ御紹介させていただきます。

次に5ページを御覧ください。これが3つ目の活動になりまして、「人権啓発」の関係です。我々が取り組んでいる人権擁護活動には相談、調査・救済、啓発と3種類ありますが、啓発の活動に一番力を割いているところもでございます。先ほど倉田委員からもお話がありましたように、人権擁護委員が県内の各幼稚園だったり、小中学校だったりに出向きまして、人権教室というものを行っております。内容については、様々なテーマで行わせていただいていますので、こういったテーマでもお声かけいただければ、人権擁護委員と調整しまして人権教室を行わせていただきたいと思いますと思っております。

す。いじめについてテーマにした人権教室もできますし、それから SNS の関係ですね。ネット上でのいじめなども増えているという話がありますので、そういったテーマでお話しするということができます。ぜひ御利用いただければと思っております。その他の取組については 5 ページに書いておりますので、御覧いただければと思います。

あと最後に 6 ページで、人権啓発の冊子だったり動画だったりいろいろなコンテンツを法務省・法務局で作っております。いじめに関するものをいくつか御紹介したくて一部をここにまとめておりますが、ほかにもいろいろございますので、5 ページのところにこれらの資料にアクセスできる QR コードを載せておきました。3 つ、QR コードありますが、一番左側の啓発資料等という QR コードにアクセスいただくと、いろいろな資料や冊子・動画等が御覧いただけます。ぜひ一度御覧いただき、DVD 等の貸出希望がございましたら法務局に御連絡いただければ媒体でお貸しすることもできますので、御利用いただければと思います。長くなりましたが以上です。

(鎌塚委員)

ありがとうございます。津市 P T A 連合会の木原委員お願いいたします。

(木原委員)

すみません、P T A 連合会です。僕たち P T A は保護者の会なので、保護者の視点でということになるかと思うのですが、先日、津市立幼稚園の各代表に来ていただいて、交流会をさせていただきました。お子さんが小学生に上がるにあたって、不安に思うことはなんですかということ、グループワークの中でアウトプットしていただくということもさせていただきましたが、多くのグループが友だちができるか、友だちとトラブルにならないか、みたいなことを保護者としては挙げられておられたというのがすごく印象的でした。もっと歩けるかとか、歩いて学校行くのが大丈夫なのかとか、授業中ずっと座ってられるのかなど、そういうことに関心がいくのかなと思ったのですが、多くのグループが不安に思うことの一位は子ども、人間関係に関する友達できるかな、コミュニケーションきちんと取れるかなというようなことを言われていました。この認知件数が増えてきて初期段階で早期にということのも十分理解はしているのですが、それを否定しているわけではなくて早期に問題を解決していきたいと思うのですが、保護者としてはあまり過剰、過敏に

捉えすぎないような、正しく理解して集団で生活していく中でどうしてもトラブルは出てきますので、保護者があまりにも、少し表現が難しいのですが、あまりにも保護者が過敏に捉えすぎないように伝えていくというか、早期に発見できるようにいろいろな所で努力をしていただいているので、何かことが起こったり、何かあったからといって過敏に反応しなくても対応ししっかりできるというのと、集団で生活していく以上、多かれ少なかれそういうことが全くないということは難しいのではないかなということも含めて、保護者側として理解を深めていく必要もあるのかなというふうに思っています。まとまりのない話になってしまいました但よろしくお願ひします。

(鎌塚委員)

ありがとうございます。それでは続きまして中勢児童相談所の村田委員お願ひします。

(村田委員)

お願ひします。児童相談所の方にいじめということで、児童の方から直接御相談いただいたりということはないのですが、保護者の方から学校の対応に納得いかないということで、そういった場合に児童相談所から指導をしてくれないかというような形で御連絡いただく場合があります。お話しして聞かせていただいた上で、私どもの方から指導という形の権限がございませんのでというような説明をさせていただいて、教育委員会さんなどを御案内させていただくというようなことがございます。そういったことで御案内させていただいて教育委員会さんだったり、中学校さんにこういったお話をいただいていますということで御案内させていただくということがあります。例として多くなかったと思いますが、相談電話であったり、LINEの相談なども主に虐待なのですが始めておりますので、そういった中で情報を寄せられれば、共有させていただくような対応をさせていただいております。簡単ではありますが以上です。

(鎌塚委員)

ありがとうございます。それでは津市スクールカウンセラー代表の廣岡委員お願ひします。

(廣岡委員)

お願ひいたします。スクールカウンセラーは週1回学校で出向くというのが基本ですが、いじめはいつ起こるかわからないというこ

とで、いじめ対応はほとんど学校の先生方がすぐに対応されているということです。スクールカウンセラーは直接関わるよりも先生方のお話を聞いて後方支援をする、助言をするということのほうが多いと思います。そこで思うのですが、学校の先生方はいじめ問題について、指導として人を傷つけてはいけないとか、先ほどおっしゃっていただいたように、自分がされて嫌なことは人にしないという指導をしてくださっているのですが、それだけの言葉では特に小学生なんか中学生もそうだと思うのですが、抽象的かなという気がします。頭で子どもはいじめはいけないと思っているのですが、自分の言った言葉など自分のした行為がいじめにあたるというふうにならないうことがありませんので、すぐにそういうことってエスカレートしがちで、いじめになってしまいますので、こんなふうにもこんなふうにもすることも相手がそれを嫌なこと、不快だと思ったら、それはいじめになるんだよという具体例をぜひ学校で先生の言葉で先生の口から直接伝えてあげてほしいというふうに思います。以上です。

(鎌塚委員)

ありがとうございます。それでは皆様から御意見いただきましたので、協議事項(3)いじめの定義を踏まえたいじめ防止対策についてですが、皆様に意見交流をしていただきたいと思います。ここで教育委員会より提案がございますのでお願いいたします。

(事務局)

教育委員会から提案をさせていただきます。資料は3の3を御覧ください。津市小中学校におけるいじめの状況ではございますが、その資料1番、令和年度の調査において1,000人当たりのいじめの認知件数を比較した表でございます。2番につきましては、いじめを認知した学校の割合を表にしております。本市におきましては1,000人当たりの認知件数は全国と比較すると少ない状況となっておりますが、認知をした学校の割合は高い状況となっております。また3番ではいじめの対応が難しくなりがちなケースとして4つの代表的なケースを挙げさせていただきました。いじめの防止対策におきましては、いじめを積極的に認知し、早期発見・早期対応が重要であるとともに、学校の中で子どもたちがいじめに向わない態度・能力を身につけるため、日常生活だけではなく学習場面においても、一人一人が人間として大切にされている自己存在感を実感するということが必要になり、そのことがいじめを生まない環境づく

りということにつながりますし、未然防止の取組につながっていくとも考えております。また、子どもたちが人権を尊重し、共感的な人間関係の中で多様性を認め、人権侵害をしない人に育つことを目指し、子どもを主体とした日々の教育活動を自らの行動を決断し、実行していく力を身につけていくことも重要であるというふうに考えております。新聞報道の中ではいじめの認知検数や重大事案の発生件数などが大きく取り上げられている現状であります。いじめ防止対策推進法においても、第3条でいじめ防止対策について児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、学校内外を問わずいじめが行われなくなることを旨として進めなければならないというふうにされております。さらに国・地方公共団体・学校・地域住民・家庭その他の関係者の連携のもといじめの問題を克服することを目的として行わなければならないとされています。いじめ防止対策は学校や社会の中からいじめがなくなることを目的として行われる必要があります。そのために本日集まりいただいたかたから改めて御意見を伺うことができたらというふうに考えております。また資料3の3対応が難しくなりがちなケースにつきましては、保護者の方が資料3の4にありますように、いじめの行為があったときに、相手を許すことができず相手に制裁を加えないと気持ち収まらないなどの考えはあります。社会の中にある考え方や社会情勢などが子どもたちに影響している可能性も否定できないというふうに考えております。この点につきましても委員の皆様から御意見を頂戴できると幸いです。どうぞよろしくお願いいたします。

(鎌塚委員)

ありがとうございます。今の教育委員会からの提案を踏まえて、それぞれの委員の皆様の立場から御意見を伺えればと思っておりますがいかがでしょうか。佐橋委員お願いいたします。

(佐橋委員)

事務局さんに質問という形になるかと思うのですが、3の3の2で、認知率は比較的高いということでしたが、実は自分の経験談からの話なのですが、以前児童養護施設で仕事をさせてもらっていました。小学校の女の子だったのですが、学校でいじめられているのを施設の職員である私たちに伝えてきて、それで、担任の先生に実はこの子がこんなことを訴えているのですがということ言うと、先生が直接施設にやってきて、うちのクラスにはそんなこと

ありませんというようなことがありました。実際、一緒に施設から行っている子どもに聞くと、本人以外の子どもも一緒にいじめられているということを見聞して知っている。でも担任はうちにはそんなことはありませんと言って、わざわざ施設まで来て説明をして帰ってくるという。

それで、今お尋ねしたいのは、そういうことがあったときのチェック機能についてです。先生同士、あるいは学校の中で先生がそんなことないよと言ってしまえば、無い場合だってあるかもしれないですし、過剰な判断など過保護すぎるのもいかななものかというのは、先ほどもおっしゃってみえましたが、明らかに子どもが嫌な思いをしていじめられているというのを、いつの間にか無いものにしてしまうようなことがないようなチェック機能というか、そういう体制があるのかどうなのかということをお教えいただきたいと思えます。

(事務局)

ありがとうございます。まず1つは、やはり児童生徒へのアンケートであるかと思えます。もちろん、無記名なりであったりだとか、自分の記名をしたりだとかという中で、それを担任だけではなくて、全校でそれを共有する、また管理職がそのことを確認するということが1つのチェック機能になるのかなと思えます。また、小学校であれば、特に学級を担任が主導することが多くございますが、やはりそれだけではなく、全ての子どもたちをチームで組織で見えていくというふうなことで、例えば、相担がいれば、相担と子どもたちの情報を常に共有し合ったりだとか、子どもの変化にほかの教員が気づけるように、常に体制をつくっておくということも1つのチェック機能になるのかなと思えます。また、中学校では、もちろん教科担任でありますので、それぞれの教科の担当が、児童生徒の変化に気づいていく、また子どもたちの何か変化に気がついたときには、そのことを生徒指導委員会等で共有をしていくというふうなところで1つのチェック機能を果たしていると思っております。

(佐橋委員)

ありがとうございます。そのアンケートというのは定期的なものなのですか。何かがあったときにこんなことあったけどみんな知ってるか。など。何か気づいたことあるかなど。

(事務局)

基本的には学期に一回行っております。

(佐橋委員)

定期的にさせていただいてありがとうございます。

(鎌塚委員)

ありがとうございます。ほかの委員の方はいかがでしょうか。

(伊藤委員)

いいですか？先ほどの件について。

教育委員会の伊藤です。すみません。貴重な御意見をいただきましてありがとうございます。以前はどれぐらい前のお話なのかというはあるのですが、担任の定義の認識が様々だったんです。それで、今日の資料の中にもまた後で説明あるかわかりませんが、資料3の4の中に、国のいじめの定義の変遷があるのですが、平成18年に大きな定義の変更がありまして、そのときに今のケースがすごく多くなってきているのですが、受けた子が嫌だと思ったらそれはいじめと捉えて早期の対応をしましょうという方向性が示されました。なかなか以前からの定義が認識の中にあって、それはいじめではないだろうという意識の中で、いじめとして捉えた対応ができていない状況の期間というのがありました。津市でも随分他県に比べて認知検出が少なかったので、平成29年から毎年とはじめに一番最初の校長会で、いじめの定義をもう一回周知をさせていただいて、すべての教職員が、同じ認知、共通理解のもとでいじめを認知をする、それで何か怪しいなと思ったら、それを疑ってみるというか、こういうことが本当はあるのではないかというふうな方向で見るということを周知をさせていただいて、段々と認知検査が増えてきている状況ではあります。ただ、先ほど教育長の冒頭の挨拶にもありましたように、そこところが他県の状況を見ているともものすごく多いんですね。もう何万件と上がってくる状況があるのですが、ただそれも聞かせていただくと、横の山口先生非常に詳しいのですが、ほとんど子どものアンケートです。アンケートでいじめられたというのを、そのまま数で挙げている、そういった自治体もある。でも、津市の場合は、アンケートで挙げてきたことを、子どもたちに聞き取りしたりであるとか、背景を見たりであるとか、それから先ほどのゼロ件というのも、本当にゼロ件なのかどうかということをしつかりと確認した上で、仮にゼロ件であれば、きちんと保護者の方にもゼロ件でしたと(公表する)。それで、本当にゼロ

件でなければ親御さんから、いやいやうちの子いじめられてるのにゼロ件というのはないでしょうということをきちんとお伺いしていきましようというふうなことを含めて、進めさせていただいているところです。

教職員の認識がしっかりと共通理解を図られているかということ、先生方も若くなって、新しく新採の先生方も入ってこられて、なかなかしっかりと毎年毎年行っていかなければ難しいところではあるのですが、いただいた意見をしっかりと学校に返しながらか、全員の目で見えていくということをしかりとしていかないかないかなということをおためて学ばせてさせていただきました。ありがとうございます。

(佐橋委員)

ありがとうございます。言葉が足りませんでした。他市の話です。

いずれにしても、不適切保育も一緒に、これが正しいと思っていたことが、随分と価値観が変わったり、今はそうではないということがあつたりするので、やはり何にしてもチェックをして、良い方向に行くということが大事なことです。

(鎌塚委員)

川合委員

(川合委員)

すみません、先ほどの伊藤理事のお話を伺っていて、やはりいじめの問題を考えたときに解決するためには、いわゆる学校だけではなく、地域や社会、全ての人がか総あたりで取り組んでいく必要性を自分は考えています。例えば、前に座っていらっしゃる木原さんのPTA連合会さまも、例えばインターネット・モラルの講座を講師を派遣していただくという取組をされています。ですので、そういったことを、今日集まっていられっしゃる皆様方が日々努力をされているおかげで、結構いじめが初期の段階で発見されているということについては大変ありがたく思っています。ただ、自分の校長時代に経験した非常に難しいケースだったのですが、そのときに市教委から派遣していただいたスクールソーシャルワーカーの先生や、スクールカウンセラーの御支援があつたことが非常に大きかつたなというふうには自分は思っています。もう1つ言えば、いじめの被害者が非常に精神的に追いつめられてトラウマ状態になっていたんです。そのときにトラウマを解消するスキルを持たれた精神科医

を紹介していただいて、そのドクターに受診をして、約3回ぐらいの受診だったと思うのですが、随分精神的なストレスを軽減したということも経験しています。また、そのケースのときにも、地域の民生児童委員の方にも随分お世話になりました。ですので、いろいろな角度から、いろいろな方面からこの事例を解決するために、お力を貸していただいたことについては、心から感謝をしています。1点質問なのですが、いわゆる教育行政における法務相談体制の構築という部分が、文部科学省が言い始めているのですが、その点、例えばいじめの案件のような場合、いわゆる弁護士さんであったりとか、市の顧問弁護士さんのお助けなり支援というのは求めることができるのかどうか、これだけ少しお教えいただければと思います。

(伊藤委員)

いいですか。申し訳ありません。

弁護士の方ですが、市の顧問弁護士もいていただくのですが、それとは別に、津市の場合は平成31年に、三重県弁護士会と連携協定を結ばせていただきまして、そこでいじめの講座、例えば弁護士からいじめって、こういう犯罪になってくんだよということであったりとか、人を傷つけることになるんだよというところの、弁護士として先生とはまた別の立場でお話をしていく。そういう先生たちや子どもたちへの講座、それから親子さんとトラブルになっていたときなど対象の先生向けの講座、そういったものをしていただくのと、それから先日ありましたのは、学校と親子さんだけではなかなか解決がいかんかったので、少し弁護士さんに入っていただいて、被害者側の親御さんにお話をさせていただくということをしました。学校側からの説明ではなくて、一定冷静に聞いていただいて、少し様子見ますとなったことがありました。これはスクールカウンセラーとかスクールソーシャルワーカーさんの話をさせていただいても同じことで、学校の先生ではなくて、違うお立場からそういうお話をさせていただくということが、非常に（話が）入っていきやすいということがあります。市の顧問弁護士は、損害賠償などお金に関わる方向に行きそうな場合は市のほうの弁護士。そしてそこへ行くまでのもっと入口のところでもめているそういった部分については、スクールロイヤーという言葉よく使われますが、弁護士との連携協定を結ばせていただいている弁護士さんに相談をするということを平成31年からさせて平行してさせていただいています。

(川合委員)

そういうかたが一応スクールロイヤー的な立場で我々というか子どもたちを支援する立場で参画していただいているという理解でよろしいのですか。

(伊藤委員)

そうですね。学校へ行っていただいて、直接子どもたちにお話していただくこともありますし、先生たちとお話することもありますし、困ったときには相談をするということもしていただきますので、そういったところでの連携というふうに考えております。

(鎌塚委員)

ありがとうございます。他の委員の方々は御意見はいかがでしょうか。もし無さそうであれば、先ほどの教育委員会の提案に関わらず、皆様から出していただいた意見に基づいて、それぞれ議論というか交流していただいてもよろしいでしょうか。御意見等いかがでしょうか。

(伊藤委員)

よろしいですか。先ほどの事務局の提案ですが、山口校長先生からもありましたが、初期対応。資料の3の3のいじめの対応が難しくなりがちなケースを4つ津市教育委員会から挙げさせていただいているのですが、上の3つは親御さんとの関係など、そういった部分でなかなか子どもたち同士はごめんね、いいよって言っているのですが、親御さん同士がなかなか受け入れてもらえない場合があったりすることもあるのですが、4番目の学校の対応が遅れてしまって、例えば金曜日の起こったことを土日明けてしまって月曜日の対応になっても、土日の間に少しこじれてしまっているなど、そういったところでの、こじれているのを検証していくと、やはりここで少し対応間違ってるよねとか、対応が遅かったよねというところがあるのですが、その辺り、どうかなと思ひまして、いかがでしょうか。

(山口委員)

先ほど私初期対応と言ったのですが、例えばこのいじめのアンケートを取ったとすると、学校は担任なり学年がそれを見るのですが、必ずその日のうちにすべてに目を通して、子どもたちから特に重大とまでいかないとしても、気になるような記述があった場合に、必ずその日のうちに子どもに聞く。場合によっては、下校時刻が過ぎていたとしても、保護者に連絡を取って、何としてもその日

のうちに最低でも聞き取りはしておくというようなことを一件一件。深くは後日になるのですが、少なくとも見なかった、見たけどそのまま放置して、週を跨いだということは絶対無いようにということをしているのが1つです。あと、私、実は仕事で大学院生に講演をしたりもするのですが、大学院生って大学で学んでいるんですよね。まして、私が担当している大学院生は教員になろうとしている大学院生なのですが、いじめのことって勉強してきたのと言うと、全員がしてきたというんです。ところが、先ほどのこの紹介にありましたこのいじめの定義、ほとんどの学生が認知していません。正しく理解していません。過去も一方的であったりなど継続的であったりというふうなこと、こういった言葉のニュアンス的なものなのですが、イメージがどうも残っている。これはいじめには該当ではないかってすごく考えていたりなど、よくあるのが、これはお互い様ですみたいな。こちらの子も悪いよねという形で判断していくという学生が非常に多くて、そこら辺をテーマに講義をしたりするのですが、そういう子たちが学生から今度教員になったとすると、やはり一人一人今理事がおっしゃったように、一人一人の教員のやはり認知にすごくばらつきが大きい。まだ中学校はどちらかというと学年組織であったりなど、学校全体で行っている文化があるのですが、小学校は特に担任の先生が主に行いますので、先生の認識によってかなり温度差があるというところがすごく気になります。つまり、学校として校長としては、そこを学校全体の職員の意識というか、どういう方針でいくのかなどの職員全体の足並みというか認識を揃えていくということ、そこは必ず行っていかないと大きくなっていくというふうなことを感じています。というのは、以前に校長をしていたときに、職員が校長先生これは報告いらねいですよねって言ってきたんですね。それで、私の意思としては、いやこれはいじめの事案ですよということで、必ず市の教育委員会に報告を上げなさいということで上げたのですが、結果的にその2週間後ぐらいにその保護者の方が市教委へ行かれて、そのときに市教委から電話がかかってきて、それはこの前報告したこの案件ですよということで伝えると、保護者はしっかりと学校から市教委に連絡もいってるんですねということで安心もされて、学校に任せますと言って帰られたというようなこともありました。裏を返せばそこを踏んでいなければ、なんだ学校は教育委員会に報告も上げてないのかというようなことになって、学校との間が空く大きなトラブルにな

ってしまった可能性も十分あったということで、職員に対しては、だからあそこで判断をしたんだよという話をしました。そういった段階が、学校の中で必ず必要なのかなというふうに思いました。ややこしくなっていくのは、大きなことが起こっているというよりも、入り口でそういうトラブルというか、うまくいっていないというか、起こった事案そのものの重大さよりも、トラブルになっていく重大さというか、そのような意識の重大さの方が大きいのかなというふうに思っています。

(鎌塚委員)

ありがとうございます。ほかの委員の方々はいかがでしょう。

すみません。議長の私からお伺いしてもよろしいですか。教育委員会の提案のところで、資料3の3の2ですね。いじめを認知した学校の割合が、全国よりも津市では多いというふうにおっしゃっていましたが、認知なしというか認知件数ゼロの学校の特徴というか何かあるのですか？例えば、すごく児童数が少ないなど。

(事務局)

事務局から失礼します。認知をしていない学校というのが、小学校・中学校ともに2校ずつになっておりまして、一つは、国児学園などの特殊な学校の体制で運営していただいているところで、一般の学校とは違う流れになります。そのようなところがある場合と、あとは小学校・中学校一つずつになるのですが、そこは小規模校になりまして、十分丁寧に子どもたちに関わって確認を取りながら、その結果、やはりいじめとして報告すべきものはなかったということでいただいております。私どもからも確認もしておりますが、そこでも、今年度に関してはありませんということを確認しております。

(伊藤委員)

すみません。

(鎌塚委員)

伊藤委員、どうぞ。

(伊藤委員)

先ほど言っていたこととの関係で、少し皆さんの御意見を聞きたいところがあって、先ほどのこの認知率というのは、津市は高いのですが、そのゼロ件の学校は今4校と言わせていただいたのですが、今の先ほど冒頭の教育長の最初の挨拶にもありましたように、今のこの定義と今の国の流れからすると、このゼロ件であるの

があたかもダメではないのですが、本当なのかというようなところで、見られるようなそんなところがあったりとか、それからすごく認知件数が少なくなっただけで、廣岡先生も言っていただいた津市の認知件数が少なくなったこと、これは何か取組をして認知件数が少なくなったのであれば素晴らしいと思うと言っていただいたのですが、今はその認知件数をできるだけ多く上げて、小さいいじめから拾っていきましようみたいなそういう国の流れがあるので、少なくなっていくことが何か悪いというか、そんなイメージが私たちもどういうふうに捉えていったらいいかと。でも一方で学校ではいじめ撲滅とかいじめを無くしていきましようというのを、児童会とか生徒会で子どもたちが何とかいじめをゼロにしようというようなこと取組をしているところがあるのですが、そのあたりが非常に難しいところがあって、それで、いじめがまた増加みたいなことを新聞では報道されますが、丁寧にすごく軽微なものも見て、ケースを挙げていっているのについて思いながらも、ケースが増えることをマスコミは悪いような感じでこう増加傾向みたいにかかれていた状況があって、なかなかこの数字だけをとっても、非常に難しいところがあるのですが、私たちとしては数字に踊らされることなく、しっかりと子どもたちの目の前にあるものがいじめかどうかきちんと見ながら、先ほど山口先生も言われたように、アンケートとか子どもたちの発する声、いろいろな所でいじめ相談の窓口もつくっていただいています。そんな声もしっかりとこう受け止めながら行っていないといけないのかなと思うのですが、なかなかそのいじめを無くしていききたいのですが、今の方向からいくとすごく難しい表現をしていかなければならないかなという、少しもやもやした気持ちがありまして、そのあたり少し今日集まっていたいただいたかたの御意見いただけると嬉しいなと思うのですが、どうでしょうか。

(川合委員)

1点だけすみません。いじめ認知件数について、やはり山口委員がおっしゃったように、アンケートに出てきたことをしっかりと読んで、その日のうちに本人にあたっておくということは、すごく大事なことだと思うんですね。自分は認知件数を大事にしているのですが、資料の3の2の2、いじめの状況の中で解消しているもの、そして解消に向けて取組中という数を挙げていただいているのですが、やはりこれが267件のうち小学校で183件、10月現在では取り組んでいただいていると。それで、中学では74件取り組ん

でいただいている状況というのを教えていただきました。やはり解決に向けていかに努力をして、そしてそのいじめを受けた被害者が元のいじめの受ける前の状況にいかに戻り、安心して生活できるようにするかということをやはり大事にしていきたいなと思って取り組んできたように思います。お答えになっているかどうか分かりませんが。

(鎌塚委員)

ありがとうございます。ほかの委員の方はいかがでしょうか。

(山口委員)

よろしいでしょうか。

実は県にいるときに、ちょうどいろいろ大きな事案が発生したときに、国が今おっしゃったように少ないことが駄目だと。県別にグラフが出るのですが、三重県はすごく少ないんですね。それで、一度文科省の当時の児童生徒課長が県庁へ来まして、知事に面談して三重県は少ないけど、どうなのかということもありました。それぐらい少ないということに関して、行政上は少ないところがダメみたいな感じのイメージが今も続いてまして、挙げ句の果てにそのゼロ件の学校は公表しなさいみたいなところまでいって、今、理事がおっしゃったとおりです。

つまりいじめが無いなんてことは、今の定義の上では無いでしょうと、そういうスタンスなんですよね。それはもうある意味仕方のないところで、小さなものを拾っていきましょうという方針は、これも間違いない話なので、子どもたちが集まって生活していれば嫌な気持ちになることぐらい当然あるわけで、それはもう今の定義から言えば、すべてそれいじめだよというのはその通りなんです。ただそのことと、指導というのはやはり分けて考えていく必要があって、やはり報告すべきものというのは、きちんと報告すべきだと思います。それよりも一件一件をきちんと聞き取って確認していく、数字の問題ではないというふうに私は思うのですが、そこを丁寧にしていくことがまずは大事なのですが、一番怖いのは本来報告すべきものが漏れていたというのが一番怖くて、そのために広く拾っていかねばいけないという方針は、これは国全体として間違いないと思うのですが、私が職員に言ってるときは例えば場合によってはいじめなんて言葉を使わなくても指導ができるわけで、特に年齢が低ければ、あなたはいじめの加害者だよなんてことを言われなくても、先ほど幼稚園の方がおっしゃったように、やはりこれは

相手が嫌な思いをするよねというふうな指導も場合によってはあるわけですが、ただでも定義から言えばこれはいじめになってしまうというところがあって、逃さないようにしていかないといけないというのは間違いなく、その方向なんだろうなというふうに思います。数のあんまり増減で一喜一憂して、そこに踊らされるのではなくて、一件一件きちんと対応していくというのがまず大事なのかなと思っています。

(鎌塚委員)

ありがとうございます。どうしてもこの場に出てくるのは数字だけで、現場の先生方の方が詳しいと思いますので、各先生方の方で対応していただければ、私たちにとってもいいのかなと思います。大変恐縮ですが、時間も迫っておりますので、協議事項の4に移らせていただきます。その他とありますが、その他議案をお持ちのかたいらっしゃいますでしょうか。なければ事務局から連絡をお願いいたします。

(事務局)

失礼いたします。2点連絡させていただきます。1点目は資料1に津市いじめ問題対策連絡協議会委員名簿がございます。そちらに連絡先が記載されております。今後必要に応じて、各委員及び各機関・団体間の連携に御活用いただきますようお願いいたします。2点目です。事前に請求書等々をお配りをさせていただきました、委員の皆様方につきましては、お帰りの際に請求書等をお預かりさせていただければと思いますので、事務局のほうへ御提出いただきますようお願いいたします。連絡は以上でございます。

(鎌塚委員)

ありがとうございますお願いいたします。本日は皆様お忙しい中、活発な議論をいただいてありがとうございました。次回も引き続きまたよろしくようお願いいたします。それでは本日は気を付けてお帰り下さい。ありがとうございました。